



第20号

即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

即位・大嘗祭違憲訴訟結審 来年 1 月 31 日、判決言い渡し



いまはもう遠い昔でもある裕仁から明仁への代替わり過程は、とんでもなく強圧的なこの日本国家の政治や社会体制を、否応もなく感じさせるものでした。多くの人びとをさまざまな経過で死に追いやった天皇は、自らの死に臨んでも意味あることを語らず、隠蔽と虚飾の代替わりを迎えました。

明仁はこの代替わりの経過を好まなかったようで、自分の死による代替わりでなく意識的な「退位」による天皇の地位の移譲をはかりました。それが今回の明仁「平成」から徳仁「令和」への代替わりのプロセスでした。前回のような社会全体への強制は影を潜めたが、しかし今回もまた、政教分離や人民主権などに反する違憲・違法な儀式が举行されるのは明らかであったので、多くの人びとがこれを差し止めようとしたのがこの訴訟であり、その後、代替わり儀式の強行に対する国賠請求も加えて一体のものとして取り組まれたのです。多くの原告の思いをぶつけていく内容が繰り返されたことで、自分にとって、学んだこともまた

幅広くかつ深いものだったと感じます。

とはいえ、5年の長きにわたる裁判で、10月11日に行われた当裁判の結審に集った原告の数は、それほど多いものではなかったのは仕方がないことながら残念でした。

今回は、原告代表として佐野通夫さんが意見陳述を行いました。概略は以下の通り。

- 1、裁判所が代替わり差し止め訴訟を弁論も抜きに門前払いで敗訴させたことへの抗議。
- 2、今回の「即位」が、明仁のビデオメッセージにはじまり、これを受けた天皇に対するキテレツな敬語にまみれたいわゆる「退位特例法」の制定によって形づくられたことへの批判。
- 3、「即位の礼・大嘗祭」が憲法における政教分離と主権在民原則に反するものであることへの批判。

判決言い渡し期日のお知らせ

2024 年 1 月 31 日 (水) 15 時

東京地方裁判所 103 号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30 分前には裁判所にお集まりください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

場所は未定ですが、法廷終了後、報告集会を持つ予定です。

陳述のなかの白眉は、ほんらい天皇に可能な法的行為は、憲法上の国事行為とされるもの以外にはないにもかかわらず、「象徴としての行為」なるものを明仁のコトバのままに認定していることの問題性・危険性を述べたところです。「象徴天皇」の役割・機能は、きちんと制限されねばならず、例えるならば「おさるの電車」のサルのようなものとして勝手な行動をとることは許されないとしました。この意見陳述では、大日本帝国憲法において天皇が有した権力が不正に行使された例として、関東大震災に際して緊急勅令として発された戒厳令がきわめて悲惨な虐殺までもたらしたことを例示しつつ、天皇の権力の歯止めを緩め外そうとする動きに対して厳しい批判と警告を発しました。

引きつづきなされた弁護団の意見陳述では、「世襲」天皇の「儀式」である即位礼・大嘗祭が、正しく公的な意味を持ち、宗教的にも問題のない「国家儀礼」とされていることへの批判がなされ、この裁判の判決が、明確な違憲性の指摘という憲法判断を含むものでなくてはならないということが強調され、司法が行政に対するチェック機能を果たすべきであるという指摘で結ばれました。

裁判の後、報告集会が持たれ、この日の要点が説明されました。その場での傍聴参加者からのメッセージを端折りながらいくつか紹介します。

力が出る法廷でした / 被告側反論はついに無くてさびしい限り / (原告・弁護団の陳述は) すばらし

い憲法論だったと思います。人民の側に立った憲法論を発展された / 陳述、弁論は大変力強い。論旨的にしっかりした論述に感銘を受けました / 今回の陳述を今後の活動に大いに活用したいと思いました / 国側の反論を聞けなかったことは残念。裁判所が、国側の反論を何も聞かないで判決言い渡しをすることは異常 / ……国家権力の暴走を止める運動に敬意をささげます / 皆様お疲れ様です。陳述すばらしかったです。象徴天皇の『象徴』とは、お猿電車の猿や、猫のタマ駅長の役割に近いということ、なるほどでした

1月31日15時、地裁103法廷での判決に多くの原告が集まられることを！

(のむらともゆき／事務局)



判決に向けて、 私たちがやるべきこと

即位・大嘗祭違憲訴訟が結審し、判決言い渡しの期日が確定しました。

正直、厳しい判決内容も予想されますが、私たちは黙って1月31日を迎えるわけにはいきません。それで、差しあたって、以下の3点について、行動のよびかけをしていきたいと思います。

まず1つ目は、中島崇裁判長あてに、「公正な判決を求める」はがきを送ることです。これは、10月11日の最終弁論後にもたれた報告集会で、原告のおひとりから提案されました。その場にいた方々も賛意を示し、早

速事務局で準備を進めることにしました。

今号のニュースに、はがきを同封しました。ぜひ原告・支援者の思いをひとこと添えて、裁判所宛に送って下さい。すみませんが、切手代63円のご負担をお願いします。

2つ目は、予想される控訴審への参加を、原告の皆さんに引き続きお願いすることです。

不当判決が下された場合、私たちは即時控訴の構えであります。もちろん、勝訴した場合でも、被告・国側による控訴は必須でしょう。控訴審をたたかう準備が急がれます。

控訴期限は、第1審判決正本の送達翌日から2週間以内となっています。それまでに、控訴人(1審原告)の弁護士委任状を揃えておかねばなりません。

今号のニュースに、「控訴委任状」も同封しました。記入していただき、事務局宛に返送して下さい。返送先は

以下の通りです。

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

なお、委任状記入に当たっては、以下の点にご注意下さるようお願いいたします。

- ① 委任状の日付は何も記入せず、空欄のままにしておいて下さい。
- ② 押印する場所は、委任者の氏名の横に 1 カ所、欄外右部分にある「印」の字があるところに 1 カ所(捨印)の、合計 2 カ所です。

最後に、これまでの裁判の経過をふりかえり、控訴審に向けて論点を深めるための原告交流会を、11月25日(土)の夕方にもちます。平日昼間の法廷に、なかなか傍聴する機会がない方も、ぜひご参加下さい。また、遠方の原告もいらっしゃるの、オンライン配信も予定しています。詳細は 4 頁のご案内をご覧ください。

なお、先にふれた委任状を、この日に直接ご持参いただいてもかまいません。また、印鑑をお持ちいただければ、その場で記入していただくことも可能です。

いずれにせよ、5 年にわたる裁判も一段落となります。ぜひ積極的なご参加をお願いします。

【即位・大嘗祭違憲訴訟の会 会計半期報告 (2023 年 9 月 30 日現在)】

収入科目		内訳	支出科目		内訳
原告年度会費	244,000		弁護団関連諸費	551,000	準備書面費、弁護団会議出席、政教分離集会参加費
支援者年度会費	41,000		提訴印紙費		
カンパ	147,500	報告集会参加費含む	翻訳外注費	100,440	振込手数料440含む
その他			学者意見書		
出版費	2,500	記録集	印刷費	8,712	
			通信費	46,608	
			会場費	38,500	
			事務費	1,003	
			交通費		
			諸雑費	3,310	政教分離集会赤字補填分
			予備費		
			出版費	4,450	
利子	2				
前年度繰越金	1,297,319		繰越金	978,298	
合計	1,732,321		合計	1,732,321	

収入：435,002 円／支出：754,023 円／単年度収支：▲ 319,021 円／弁護団未払い(書面作成費ほか)：850,000 円

【会費納入とカンパのお願い】

裁判は、いよいよ判決言い渡しを迎える段階になりました。想定される控訴審にもらみつつ、原告・弁護団・事務局一丸となって、一層の行動の積み重ねが肝要です。

そのためにも、裁判費用が不可欠です。上記表の通り、弁護団への支払いが滞っている状況です。

いつもお願いですが、原告・支援者の方は、2023 年度分の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞ送金をお願いします。

1 年分の会費は、原告 3,000 円、支援者 2,000 円です。

また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

毎回、宛先不明で返送されてくるメール便があります。住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌 (2023 年 9 月—10 月)

9 月 22 日 (金) 弁護団会議

9 月 30 日 (土) 弁護団会議

10 月 4 日 (水) 弁護団会議

10 月 11 日 (金) 即大訴訟第 17 回口頭弁論(東京地裁 103 号法廷)／報告集会(日比谷図書文化館)／弁護団・事務局合同会議

10 月 23 日 (月) 第 26 回事務局会議

10 月 30 日 (月) ニュース 20 号発送／第 27 回事務局会議

11.25 原告交流集会にご参加下さい！

桜井大子 ● 事務局

第1次・第2次訴訟合わせて318名の原告と弁護団で進めてきた即位・大嘗祭違憲訴訟は、10月11日に行われた17回の口頭弁論で結審、2024年1月31日の判決をむかえるところとなりました。コロナ騒ぎも挟み5年をかけた裁判でした。そのかん、訴訟の会では議論を重ね、主張の内容は深みと鋭さが少しずつ、いえドンドン加算されてきました。これは弁護団による尽力のおかげです。

その過程を、本来ならば原告・支援のみなさんと共有していくべきことでしたが、事務局の力不足もあり、最後までその機会を作ることができませんでした。ニュースやリーフレットなどで伝えるべき最低限のことはお伝えしてきたつもりですが、原告・支援者の生の声・意見を伝えあう機会が重要であったことはまちがいありません。裁判の行方と同時に、そのことがとても気がかりなものとして残っていました。

そこで、一審最後の最後になってですが、みなさまと交流する場を作ることとしました。判決より約2ヶ月前となる11月25日（土）、会場は日本基督教会館です。

傍聴と裁判後の報告集会に参加された方々は実感されていると思いますが、法廷でのやりとりは声が聞き取りにくい、裁判官は、被告代理人はいったい何と言ったのか、聞こえただけよく理解できなかった。あるいは、それに対する原告代理人はどのような対応、反駁を試みてくれたのだろうか、と、ヤキモキすることが多々あります。報告集会ではそのやり取りを、弁護団からそれぞれに説明や状況に対する各弁護士の考えを丁寧に伝えてくれます。ここにきてやっとわかった、という感想をお持ちの方が多かったのではないかと思います。また各弁護士は、何がわかりづらくどこを原告は押さえておくべきなのか、的確に把握されていて、納得のいく説明をしてくれます。なんとも心強い弁護団です。

そういった場を、本来ならばもっとたくさんの、平日の昼間では参加できないという原告のみなさんとも共有すべきだった、というのが冒頭で述べた事務局の思いです。この機会を増やすことで、傍聴席はもっと埋められていくに違いないとも考えています。この交流集会にはぜひたくさんの原告・支援のみなさまにお集まりいただきたいです。

きっと「あら、あなたも原告だったの？」「お久しぶりですね～」「あの時の陳述はおもしろかったですね」など、原告同士の交流も楽しみなことです。そのなかで、裁判

を進めるにあたっての工夫の余地が見えてきたり、感想・意見の延長に新しい、さまざまな発想、やってみたい取り組みも生まれてくることでしょう。

私たちは1月31日に判決を迎えます。どのような判決になろうと、控訴審に進むことはほぼ間違いありません。この交流会は、その控訴審を迎え撃つためのウォーミングアップの場ともなるでしょう。

弁護団曰く「一審と同じ主張を繰り返すのではダメです」。そのとおりだと思います。控訴審では、1審をたたかった5年間の蓄積を深め、その主張の内容をどの視点からどのように主張していくのか、原告の思いをかき集め、言葉で紡いでいかななくてはなりません。弁護団は提訴ギリギリまでその作業を続けられます。一方で当然ながら、裁判は原告の一人ひとりにかかってもいます。

主権在民・基本的人権・平和主義を自らのものにするために、訴訟の会は一人ひとりの意見や主張を形にしていく努力が必要だと痛感しています。どうか、交流集会にご参加ください。一緒に裁判を作り上げていきましょう。私たちには裁判の結果もさることながら、裁判そのもの、その過程こそが私たちの力になると考えています。眼前で悠然と私たちを見下ろす被告と法廷。そこに挑む弁護団との二人三脚です。楽しみながら苦しいたたかいを乗り越えましょう。ファイティン！

■ 11月25日（土）16:30～17:30**参加費：500円****会場：日本キリスト教会館**

JR山手線ほか高田馬場駅より都バス（早大正門行）、
「西早稲田」下車（所要時間約10分）／地下鉄東西線「早稲田駅」出口2ほか

オンラインでも参加できます。

<https://us02web.zoom.us/j/84422698238?pwd=NHFGRWVWVxSTQ2OEZzWVNQSVlrTzJwZz09>
ミーティングID: 844 2269 8238
パスコード: 653301

